

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成30年5月21日（月）

開会 9時30分

閉会 10時26分

2 場所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 梅村和弘、

次長（学校教育担当）宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当）森下宏也、

次長（研修担当） 山本嘉

教育総務課 課長 榎屋眞

教育財務課 課長 藤森正也、班長 天野長志、主任 川上裕正

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主幹 辻孝昭

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭

高校教育課 課長 徳田嘉美、充指導主事 仲尾綾子

小中学校教育課 課長 野口宏志、充指導主事 村田憲彦

保健体育課 課長 野垣内靖、充指導主事 増田和史

社会教育・文化財保護課 課長 山本寛二、主幹 田中聖子

全国高校総体推進課 課長 三宅恒之、課長補佐兼班長 横山正吾

5 議案件名及び採択の結果

| | 審議結果 |
|---|------|
| 議案第 7号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免 について | 原案可決 |
| 議案第 8号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を 改正する条例案 | 原案可決 |
| 議案第 9号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について | 原案可決 |
| 議案第10号 三重県社会教育委員の委嘱について | 原案可決 |

6 報告題件名

報告 1 訴えの提起に係る専決処分について

- 報告 2 平成30年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について
- 報告 3 平成30年度第68回三重県高等学校総合体育大会の開催について
- 報告 4 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により、会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（5月7日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第7号及び議案第9号から議案第10号は人事に関する案件であるため、並びに議案第8号は県議会提出前であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の報告1から報告4の報告を受けた後、非公開の議案第7号から議案第10号を審議することを決定する。

・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について（公開）

（藤森教育財務課長説明）

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり平成30年三重県議会定例会6月定例会議へ報告するので、報告する。平成30年5月21日提出 三重県教育委員会事務局 教育財務課長。

1枚おめくりいただきまして、1ページ、2ページをご覧ください。県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。網掛けのないところは、前回の5月7日開催の定例会で報告をさせていただいておりますが、新たに2ページの網掛けの部分、2名が追加となっております。

詳細について、3ページの参考資料1をご覧ください。「1 経緯」です。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してまいりました。

本件追加分につきましては、平成26年5月に、債権回収会社サービサーに債権の回収を委託し、対応してきたところですが、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成29年8月に知事名で最終催告を行いました。その後、指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

当該手続きは、平成30年3月15日に行いましたが、翌4月24日及び28日に、今回追加の2名から異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したと見なされることとなりました。

今回の相手方は、2ページ網掛け部分の2名であり、専決処分の日は、表の右端の欄に記載したとおり、支払督促を申し立てた日である平成30年3月15日になります。

3ページの表の部分をご覧ください。滞納状況として、貸与期間と滞納金額を記載しております。

その下の「3 今後の対応」でございますが、県では支払督促の訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立時に遡って専決処分を行ったとして、今回報告分と前回報告分を合わせて次回の議会に報告いたします。

今後は、相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲で分納を求めてまいりたいと思います。

なお、支払督促制度の概要等について、参考資料2に記載しておりますので、またご覧いただきたいと思います。

報告は、以上でございます。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告2 平成30年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について (公開)

(野口小中学校教育課長説明)

報告2 平成30年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

平成30年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。平成30年5月21日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。
資料の1ページをご覧ください。

先月4月25日に開催いたしました第1回の教科用図書選定審議会について、ご報告をいたします。まず、「3 会長・副会長の選出」ですが、20名の委員から、三重大学教育学部長の鶴原教授を会長、亀山市立野登小学校の飯場校長先生を副会長にそれぞれお願いをいたしました。

「4 諮問」につきましては、本年度につきましては、平成31年度に小学校で使

用する教科用図書、及び中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について諮問をいたしました。

具体的には4ページ、資料1の諮問文をご覧ください。諮問内容につきましては、下記に挙げています6項目、「教科用図書採択地区協議会規約例」「小学校で使用する教科用図書の採択基準」「中学校で使用する『特別の教科 道徳』の教科用図書の採択基準」「三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目」「三重県教科用図書選定審議会調査員の選任」「平成31年度使用教科用図書選定に関する参考資料」についての審議でございます。

1ページにお戻りください。「5 事務局からの説明」については、教科用図書の採択制度、教科用図書選定審議会の法的な位置づけなどについて説明させていただきました。また、道徳科が特別な教科化をされたということで、その概要についても説明をさせていただきました。

5ページの資料2をご覧ください。審議の内容についてです。まず、1つ目の教科用図書採択地区協議会の規約例についてです。市町教育委員会が教科用図書を採択するにあたっては、いくつかの市町教育委員会を合わせた採択地区ごとに同一の採択を行うこととなっております。三重県の場合は、10の採択地区が設定されております。単独採択地区である津採択地区を除きまして、採択地区内の市町教育委員会は、協議によって規約を定めて採択地区協議会を設けなければならないとされています。

規約例につきましては、各地区が定める規約の例として県教育委員会が示すものでございます。この規約例につきましては、国の示した例を参考に作成し、昨年度の教科用図書選定審議会に決定された規約例をもとにしております。

昨年度との変更点としましては、6ページから7ページにかけての部分ですが、6ページの下の方に、「第四章 調査員」というのがございます。第13条第1項に、「協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置くことができる」とございますが、昨年度の規約では「調査員を置く」とされておりました。「置く」を「置くことができる」と修正させていただきました。

この理由としましては、今年度、小学校で使用する教科用図書の採択を行う前段として、昨年度29年度に教科用図書検定が行われましたが、ここで新たな教科書の申請がなかったので、基本的に教科用図書は4年に一度、採択しますが、今年度については、4年前の平成25年度に検定合格した教科書の中から、今年度、採択することになります。その際、4年間、教科書が使われた実績も踏まえつつ、調査員を置かずに26年度に行われた採択に関する調査研究の内容等を活用して採択を行うことも考えられることから、「置く」ではなく、「置くことができる」という形で表記を改めました。

次に、2つ目の審議事項の「審議(2)」につきましては、資料3の8ページをご覧ください。「教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準」についてですが、これは、採択に関する事務についての基準を示したものです。本採択基準は、前回の平成26年度の採択に際して作成された作成基準をもとに作成をしております。

変更したところとしては、平成27年3月に学習指導要領の一部が改正をされてお

りますので、4の項目にその旨を追記しました。また、6、7の項目については、先ほど申しあげましたように、今年度の採択については、平成26年度の採択における調査研究の内容も活用することも考えられることから、表記を改めて提案をさせていただきます。

3つ目の審議項目「審議（3）」は9ページでございます。「教科用図書採択地区における中学校で使用する『特別の教科 道徳』の教科書の採択基準」でございます。これにつきましては、昨年度の小学校の道徳の教科書の採択に際して作成した採択基準をもとに中学校用に作成をしたものでございます。

4つ目の審議事項「審議（4）」「調査員の調査実施項目」について、10、11ページをご覧ください。この調査実施項目につきましては、県の審議会が、調査員に調査を行っていただくうえでの項目をまとめたものでございます。調査員は、この項目に従って調査研究を行います。

県教育委員会は、審議会の調査・研究結果をもとに、参考資料を作成しまして、それを市町教育委員会や国立・私立学校の校長に送付することによって助言を行うというものでございます。市町教育委員会や国立・私立の校長先生は、参考資料を作成するほか、独自に調査研究を行ったうえで、教科書採択をしていただくということでございます。こちらについても、前回、平成26年度の調査実施項目をもとにして小学校調査員用、中学校調査員用をそれぞれ作成し、提案させていただいております。

2ページにお戻りいただきまして、「6 審議」「（5）三重県教科用図書選定審議会調査員の選任について」です。調査員は市町等教育委員会及び三重県PTA連合会から推薦された方であること、調査員は、採択事務が終了する8月31日まで非公開ということを説明し、ご審議いただいたところでございます。

次に、審議の概要です。ここについては、特に小学校用採択基準については、「前回との変更点は何か」、「今年度、小学校調査員を設置しないのはなぜか」などの質問が出されまして、事務局より回答させていただきました。

審議の結果、審議（1）から審議（5）については、原案のとおり決定とされました。

最後、「7 その他」ですが、今後の予定としましては、5月中をめどに調査員による調査研究を行いまして、平成30年度使用中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書選定に関する参考資料（案）を作成いたしまして、6月18日に開催を予定しております第2回教科用図書選定審議会において、参考資料について審議を行う予定でございます。

以上、平成30年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について、ご報告いたします。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

森脇委員

2ページの一番下のほうから3ページの上段のところにかけて、採択に係る資料の

公表についての話がありますが、努力義務というのは、本当の義務ではないという解釈でよろしいでしょうか。

回答としては、ほぼ100%だというふうに言っているので問題ない、あるいは、各市町の会議の議事録については、こういう状態だから問題はないと言っているんですが、努力義務というのは、義務に準じたものであって、100%でなくてもいいということでしょうかというのが、まず一つ。

それから、この状況の中で非公表の理由として、「静謐な採択環境を確保するため」という、これはちょっと勘違いしているような気がするんですが、この理由で非公表を認めてしまうと、ほかのところもそういう理論というか、理由を全面に出して非公表になってしまうという、そういう心配があるんじゃないかという気がするんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

小中学校教育課長

基本的には努力義務で、いわゆる義務ではないので、それを行わなかったからといって何か罰則があるわけではありません。ただ、行っていただかない場合も、説明責任と、行わないことの一定の考え方を示していただく必要があるかと思っております。

確かにご指摘のとおり、静謐な採択環境を確保するためというのが、説明責任として適切なのかということについては、各市町にしっかり考えていただくことかと思っております。地域住民の方をはじめ、さまざまな方にご理解いただくような理由を考えていただくことが大事だと思っております。

森脇委員

それは、非公表の市町には、県教委の意向として伝えるということはされるのですか。

小中学校教育課長

そうですね。これが理由として適切なかどうかということについて、こういう考え方もあるけれどもどうでしょうかということとは、伝えていくことが必要かと思いません。

教育長

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告3 平成30年度第68回三重県高等学校総合体育大会の開催について (公開)
(野垣内保健体育課長説明)

報告3 平成30年度第68回三重県高等学校総合体育大会の開催について

平成30年度第68回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成30年5月21日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。平成30年度第68回三重県高等学校総合体育大会については、一部の競技は、会場の都合等により既に始まっていますが、平成30年5月25日(金)から5月27日(日)の期間を中心に、36種目に約16,600人の

生徒が参加し、県内各地で開催されます。

1 ページ、「10 総合開会式」につきましては、平成30年5月26日(土)午前9時から、三重県営サンアリーナのサブアリーナにおきまして、平成29年度大会の全日制及び定通制総合優勝校、全日制男子は四日市工業高校、女子は四日市商業高校、定通制男子は北星高校、女子は徳風高校の代表及び三重県営サンアリーナ サブアリーナを試合会場とするバドミントン競技の役員、出場者約480名が参加いたします。県教育委員会からは、廣田教育長に出席していただくことになっております。

選手宣誓は、皇學館高等学校3年山本綺音さんが行うことになっています。

1 ページ11をご覧ください。表彰につきましては、7月9日(月)に、三重県勤労者福祉会館講堂におきまして、学校対抗得点方式による総合成績の表彰を行います。全日制男女別、定通制男女別総合優勝校に主催者から持ち回り優勝旗、賞状、優勝杯と優勝盾、全日制は6位まで、定通制は3位までに賞状と入賞盾が授与されます。

記録本部は、稲生高等学校内の県高体連事務局に置き、記録集計、記録発送、問い合わせ等に対応いたします。

各種目会場と日程につきましては、2ページの種目別協議日程一覧をご覧ください。

県高校総体のプログラムも付けさせていただきましたので、ご覧いただければと思います。

いよいよ全国高校総体への道がスタートいたします。本年度は、ご承知のとおり、本県を中心とした東海ブロック開催となっております。「2018 彩る感動 東海総体」に向け、本県の高校生が躍動しますので、よろしければ県高校総体の会場等にお出向きいただき、高校生のはつらつとしたプレーをご覧いただければと思います。

【質疑】

教育長

それでは、報告3については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告4 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について (公開)

(三宅全国高校総体推進課長説明)

報告4 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について

平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について、別紙のとおり報告する。平成30年5月21日提出 三重県教育委員会事務局 全国高校総体推進課長。

それでは、資料をご覧ください。1 ページ目のところですが、まず、総合開会式です。参加者は5,000人ぐらいということで、前回、前々回、お話をさせていただいておりますが、選手団が1,200人、ご招待する方々が1,200人、一般の観覧者、今募集しておりますが、800人、出演者700人弱、役員・補助員が700人強、視察員・報道の方々400人で、これを足しますと大体約5,000人という規模で開催をいたします。

それから、「2 一般観覧者の募集」ということで、別添にリーフレットを付けさせていただきますが、現在、5月1日から5月31日まで、800人の方々の募集をしております。どうしてもいろいろ警備の関係とか、席数の関係もありまして、募集をさせていただきます、それから抽選をとということでございます。5月17日現在で500人の応募がございます。先催県を見ていると、募集の1.5倍ぐらいか2倍ぐらいの応募があるということでございますので、それを期待して、中学校や高校にもポスターやリーフレットを送ったりしているところです。

それから、「3 総合開会式の招待者について」です。別紙1の4ページ、A4横になっております。先週から順次、案内状をお出ししていますが、左側の区分のところ、大きく特別招待者と一般招待者に別れております。それから、主な役職、団体のところで、全国と開催県、共催県というふうに3つの区分がございます。

特別招待というのは、主催者や主管の団体、あるいは協賛企業ということで、全国という区分は我々が勝手につけたのですが、文科省、日本スポーツ協会、全国高体連、あるいは共催者の読売新聞とNHKの方々をお呼びします。

開催県三重県のところでは、県選出の国会議員や知事、議長、議員、教育長、教育委員の皆様方、公安委員などの方々でございます。

共催県は、東海4県の愛知、岐阜、静岡県と和歌山県でございますので、知事や議長、教育長等をお呼びします。

中段の一般招待では、真ん中の段で、例年、ご招待しているということで、行政や競技関係者でございます。全国の団体では各競技団体、全国高体連の専門部というのがありますので、バレーの専門部や陸上の専門部の方々であったり、各都道府県の教育長さんや高体連でございます。三重県では、県の高体連や体協関係者、あるいは会場8市町の教育の関係者、あるいは、それ以外の市町長、議長の方々でございます。共催県も県教委の関係者、実行委員の関係課となります。

下段のところは、大会の協力者等ということで、愛称やシンボルマークをつくっていただいた、当時、中学生や高校生だった子たち、あるいは、演技を指導していただいた方、高校生活動にご協力いただいた方、選手宣誓をする方、寄付等でご協力いただいた企業の方々をお呼びする区分にしております。

戻っていただきまして1ページです。総合開会式の日程でございますが、時間が早く、8時入場開始で9時20分に締め切りまして、10時から式典が始まります。現在、4番にありますように、4月21日に第1回目の合同の練習会を開催いたしました。その写真にありますように、新体操、マーチングなどがございます。左下は、教育長から委嘱状を子どもたちに渡していただき、頑張っていこうということで、当日、させていただいた次第でございます。

今後の練習の予定につきましては、5ページのA3ですが、こういう形で計画をしております。ずっと個々のパートごとには、各学校や近くの体育館へ集まってやっていただいておりますが、合同ということで6月16日、7月12日、7月20日ということで、歓迎演技の合同練習会を考えておまして、少しずつ精度を高めていこうということでございます。7月21日からは、式典の部分も入れまして、21日に全体練習をしまして、30日、31日、それぞれリハーサルをしまして、8月1日に本番

を迎えるという状況になっております。要所要所では教育長、副教育長にもおいでいただき見ていただこうと考えているところでございます。

続きまして、2ページにお戻りください。2ページの「5 競技役員・補助員の編成状況」ということで、現在、競技役員、運営役員は、高校、中学校の先生等々でございますが、大体2,000人ぐらい。それから、右側の競技補助員、運営補助員は高校生ですが、7,000人ぐらい。これは実人員です。延べで4万人を超える方々を各公立・私立の学校、中学校と調整をしまして、一応、二次編成ということで準備ができてまいりました。

ただ、この金土日で始まります県総体の結果によりまして、全国大会に出場する高校は、なかなか人が出せないということになれば、少し微修正を加えていくという作業をこれから行っていくということで、現場の高校の先生方に何とかご賛同いただいで進めておるところでございます。

「6 高校生活動」ですが、前回も少しお話ししました「伊賀くみひものミサンガ」ということで、やっと少しずつ集まってまいりまして、6月中に全部集めて準備すると考えております。

その次の行のところで、特別支援の生徒が制作する手作り記念品ということで、これも先催県ではあまり例がございませんが、水球やなぎなた、ソフトボールなどの少し選手団の少ないところにつきましては、近隣の特別支援の子たちがつくったものをお土産袋の中に入れるということで、今、制作いただいております。水球であれば桑名とか西日野とか杉の子の石薬師の子たちが、メッセージのしおりとか、木工のペン立てとか、さおり織りのティッシュケースとか、あるいはなぎなたであれば、城山、稲葉、玉城わかば、伊賀つばさの子たちが、紙製の写真ケースとかマグネットとか箸置き等々を用意しております。ソフトボールは熊野でありますので、東紀州くろしおの子たちが紙パックのコースターをここは数が多いですが、一生懸命つくっていただいております。

その次の下のところは、総合開会式の選手団激励ということで、先ほどの式典と歓迎演技が終わった後に15分ほど時間を取りまして、この高校生活動の子たちを中心に選手団激励を行います。それは、4月21日の練習の様子ですが、布を使って「叶う」という文字を表現したりとか、あるいは、歓迎演技にも出演した生徒も交えて選手団激励を行うということで準備を進めております。

あと、「御交流会」というのがございますので、その準備を進めているところです。

下の写真は、投てき運搬車ということで、それぞれ桑名工業と四日市中央工業の生徒につくっていただいたもので、5月1日に陸上の大会で実際に使ってみまして、少しスピードが足りないということで、モーターをもう一個追加して、今、修正して組み立てていただいているところです。

3ページにいきますと、総合案内所、建築のある高校生がつくっておりますし、大型立体装飾ということで、写真が白黒ですが、階段状にした装飾とか、庭園風にしたようなモニュメント、プランターをつくっております。

それから、宿泊施設にウェルカムボードをということで、これも高校生活動の委員たちが、宿泊施設にお迎えのボードをつくって置いてもらったらということで、高校

生活動の生徒たちが一枚一枚つくりまして、宿泊施設にお送りして、例えば、カウンターのところとか、あるいはエレベーターを降りたところなどに置いて、「頑張ってください」「ようこそ三重へお越しくございました」という気持ちを表したいということで、これも高校生の発案で今、準備をしているところでございます。

このほか、記載がございませんが、200社を超える県内の経済団体にご協力いただいて、企業の皆様からご寄付をいただいたり、ポスターとかのぼりを出していただいたりということもしていただいております。

あと、種目別の大会のプログラムを市町がつくるんですが、そこにも広告を載せていただくとか、そういうこともしていただいておりますし、「513ベーカリー」さんとパンをつくったものも7月から商品化して売り出すと聞いておりますので、あと70日を切ってまいりましたが、着実に準備を進めて、思い出に残る大会にしていきたいと思っております。

【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。

岩崎委員

先ほど、ちょっと懸念もされていましたが、特別支援学校で、ソフトボールを東紀州でやるので、ただ、多分、ソフトボールが一番人数がこの3種目の中でも多そうで、しかも、熊野だから特別支援の生徒があまりいないですね、そこをきっちり今、やっていただいているのでしょうか。

全国高校総体推進課長

全部で2,000人分をつくっていただいています。これ、昨年度からお願いに行ってもらってまして、着実にやってもらっているもので、現場の先生に聞きますと、ふだん、なかなか張りきってということが少ないんですが、これは、こういう大会があって、全国の方々にお渡しをするんだという説明をしたら、生徒はすごく意識を持って意欲的につくってくれていると。逆に牛乳パックが足りなくなってきました、それで近隣のほかの高校とか市役所に頼んで牛乳パックも集めて、しているということで、非常に一生懸命されておりますので、ここもなんとか大丈夫かと思っております。

教育長

ほかにいかがですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第7号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 8 号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案 (非公開)

中村福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 9 号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について (非公開)

徳田高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 10 号 三重県社会教育委員の委嘱について (非公開)

山本社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。